

# 北栄町交通安全対策協議会

日時 令和4年6月21日（火） 午後1時30分  
場所 大栄農村環境改善センター 2階 大会議室

## 日程

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 令和3年の交通事故概要について

### 4 議題

(1) 令和4年度北栄町交通安全町民運動について

(2) 運動への取り組みについて

### 5 その他

- ・児童の自転車用ヘルメット購入費補助のご案内（資料30㊦）
- ・北栄町タクシー利用料助成券のご案内（資料31㊦～）

### 6 閉会

## 北栄町交通安全対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき、町内における交通の円滑と交通事故防止に関する諸問題について連絡協議し、その対策を推進するため、北栄町交通安全対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は、北栄町、北栄町議会、北栄町教育委員会、倉吉警察署、北栄町商工会、交通安全協会関係者、社会教育団体並びに学識経験者、その他必要に応じて各界代表者をもって構成する。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 交通事故防止思想の普及徹底
- (2) 交通事故防止対策についての調査研究
- (3) 交通標識、交通方式等につき関係機関への建議
- (4) 車両運転者、児童生徒等に対する指導、協力の要請
- (5) 関係機関との連絡提携
- (6) その他の交通事故防止対策上必要な事項

### (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
- 2 役員は会員の互選による。ただし、会長は町長が当たる。
- 3 会長が必要と認めるときは顧問を若干名置くことができる。

### (役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

### (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は2か年とし、再任を妨げない。ただし補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第7条 会議は協議会とし、会長が招集し、議長となる。協議会は、年1回定期に開くほか、必要により臨時会を開くことができる。

- 2 会長が必要と認めたときは、協議会に学識経験者、関係機関及び団体の代表者の参加を求めて意見を聞くことができる。

### (部会)

第8条 会長が必要と認めたときは、特殊案件又は専門的事項を審議するため協議会に部会を設けることができる。

- 2 部会の構成員は、会長がそのつど指名する。

### (経費)

第9条 協議会の運営に必要な経費は、町予算をもって充てる。

### (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

## 北栄町交通安全対策協議会委員名簿

役 職 名	氏 名	備 考
倉吉警察署長	土井田 淳	
北条駐在所警察官	宇田川 浩二	
北条駐在所警察官	竹歳 翔	
由良駐在所警察官	田中 大道	
瀬戸駐在所警察官	石賀 浩明	
交通安全協会北栄支部長	磯江 悦志	副会長
交通安全協会北栄支部女性部長	野嶋 恵美子	
安全運転運行管理者協議会 北条支部長	橋岡 雅俊	
安全運転運行管理者協議会 大栄支部長	和田見 豊	副会長
交通安全指導員連絡協議会会長	田熊 公男	
農業委員会会長	永田 恭彦	
自治会長会交通安全対策協議会委員	福島 康博	
商工会長	山崎 稔	
女性団体連絡協議会会長	杉上 潤子	
老人クラブ連合会会長	田中 陽子	
北条小学校校長	笠見 隆志	
北条小学校 PTA 会長	根鈴 正則	
北条中学校校長	萬 章夫	
北条中学校 PTA 会長	津島 望	
大栄小学校校長	小田 信之	
大栄小学校 PTA 副会長	井川 裕太	
大栄中学校校長	河原 裕司	
大栄中学校 PTA 会長	中村 康博	
鳥取中央育英校校長	桧 佳憲	
北栄町議会総務副委員長	奥田 伸行	
町長	手嶋 俊樹	会長
教育長	北野 昭雄	
地域整備課長	手嶋 寿征	
北条こども園園長	小野塚 奈津子	
大誠こども園園長	澤村 美穂	
由良こども園園長	竹本 幸子	
大谷こども園園長	松岡 幸子	
栄保育所所長	石井 路代	
北条みどりこども園長	松本 八千代	

(敬称略)

### 3 交通事故概要について

(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

#### 1. 鳥取県内の交通事故状況

発生状況（人身事故）

区分	発生件数	死者数	負傷者数
令和3年	618	19	694
令和2年	628	17	749
増減	△10	+2	△55

※鳥取県内の物損事故  
16,238件（前年比+545件）

#### 2. 倉吉警察署管内の交通事故状況

(1) 発生状況（人身事故）

区分	発生件数	死者数	負傷者数
令和3年	107	3	123
令和2年	77	3	91
増減	+30	0	+32

※倉吉警察署管内の物損事故  
2,306件（前年比+68件）

(2) 自治体別（人身事故）

区分	発生件数	増	減	区分	発生件数	増	減
倉吉市	57	+13		三朝町	6	+6	
湯梨浜町	20	+4		北栄町	24	+7	

(3) 交通死亡事故発生状況（管内）

日時	発生場所	当事者A	当事者B	状況
2月6日（土） 午後1時5分頃	東伯郡湯梨浜町 地内 国道9号	普通乗用（軽） 女性73歳	歩行者（児童） 女性8歳 【死亡】	車と歩行者の 衝突
5月10日（日） 午後0時10分頃	東伯郡北栄町 地内 町道	普通乗用（軽） 男性21	原付 男性79歳 【死亡】	交差点内での 衝突
10月8日（金） 午前9時10分頃	倉吉市岡地内 県道	大型特殊 男性58歳	歩行者 男性69歳 【死亡】	重機と作業員の 衝突

出典：鳥取県警察交通事故発生状況データ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/44705.htm>)

## 4 議題

### (1) 令和4年度北栄町交通安全町民運動について

#### ① 目的

この運動は、鳥取県支え愛交通安全条例の基本理念に基づき、町民一人一人に交通安全意識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより、悲惨な交通事故の防止を図ることを目的とする。

#### ② 期間

令和5年3月31日(木)まで

#### ③ 主唱

北栄町交通安全対策協議会

会長 北栄町長 手嶋 俊樹

#### ④ 運動のスローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

#### ⑤ 運動の重点

- ・子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止（特に、横断歩道における歩行者保護の徹底）
- ・自転車の安全利用の推進（特に乗車中のヘルメット着用促進）
- ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止（特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯）
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

⑥ 各種運動等の推進

1) 年間を通じて実践する運動

運 動 名	期 間
鳥取県交通マナーアップ運動	4月1日(金)～3月31日(金)
夕暮れ時の早期点灯運動	4月1日(金)～3月31日(金)
チャイルドシート使用向上推進運動	4月1日(金)～3月31日(金)
横断歩道ストップキャンペーン	4月1日(金)～3月31日(金)

2) 期間を定めて実施する運動（各期の交通安全運動）

運 動 名	期 間	備 考
春の全国交通安全運動	4月6日(水)～4月15日(金)	別に定められる内閣府・鳥取県交通対策協議会の実施要綱により実施
夏の交通安全県民運動	7月11日(月)～7月20日(水)	
秋の全国交通安全運動	9月21日(水)～9月30日(金)	
年末の交通安全県民運動	12月12日(月)～12月21日(水)	

3) 期間を定めて実施する運動（目的別運動）

運 動 名	期 間
自転車の安全利用推進運動	5月1日(日)～5月31日(火)
飲酒運転根絶！意識改革推進運動	4月上旬～5月中旬、8月中、12月中旬～1月中旬
高齢者、子ども及び障がい者への思いやり運転推進運動	4月1日(金)～4月30日(土) 9月1日(木)～9月30日(金)

4) 交通安全日

名 称	実 施 日
交通安全にみんなで参加する日	毎月1日、15日
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(日)、9月30日(金)

5) 交通死亡事故多発時の緊急対策

名 称	期 間
交通死亡事故多発警報	警報発令日からおおむね10日間

## (2) 運動への取り組みについて

### ●運動の重点を受け、各期交通安全運動で重点項目設定

#### ①子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止（特に、横断歩道における歩行者保護の徹底） （資料 8 ㉮～）

- ・交通安全講習会の実施、交通安全の指導（関係団体、交通安全指導員、学校、こども園、保育所）
- ・高齢者の訪問指導（警察、交通安全協会、交通安全指導員、自治会、町）
- ・通学路点検を通じて交通機関箇所の把握と合同点検を実施（警察、学校、PTA、道路管理者、町）
- ・子ども、高齢者及び障がい者への安全運転の励行と交通ルールの遵守、交通マナーの向上の呼びかけ

#### ②自転車の安全利用の推進（特に乗車中のヘルメット着用促進）（資料 10 ㉮～）

- ・交通安全講習会の実施（自治会、学校、こども園、保育所）
- ・「自転車損害賠償保険への加入」に関する情報提供、「自転車安全利用五則」「乗車用ヘルメットの着用」について広報啓発（警察、学校、町）
- ・自転車利用者の交通安全意識の高揚を図る

#### ③夕暮れ時と夜間の交通事故防止（特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯）（資料 12 ㉮～）

- ・歩行者や自転車利用者に対して、反射材用品の着用の呼びかけ、指導
- ・運転者に対して、夕暮れ時の前照灯の早期点灯、夜間走行時のハイビームの活用の呼びかけ

#### ④歩行者の安全の確保（資料 14 ㉮～）

- ・横断歩道等における歩行者の優先義務の周知

#### ⑤飲酒運転の根絶（資料 16 ㉮～）

- ・飲酒の影響・飲酒習慣について正しい知識の普及
- ・飲酒運転は「しない・させない・許さない」という意識の定着
- ・「ハンドルキーパー運動」の普及

### ●年間を通じて実践する運動より

#### ①鳥取県交通マナーアップ運動（資料 20 ㉮）

- ・各期の交通安全運動中の広報検問や街頭広報などで呼びかけ
- ・「思いやり」「ゆずりあい」をテーマに交通マナーの指導や話し合い（学校、こども園、保育所、職場）

②夕暮れ時の早期点灯運動（資料 21 ㉮）

- ・各期の交通安全運動中のパトロール・街頭広報で呼びかけ

③横断歩道ストップキャンペーン（資料 22 ㉮）

- ・通学路や街頭の横断歩道における交通安全指導、保護・誘導活動（学校、こども園、保育所）

④チャイルドシート使用向上推進運動（資料 23 ㉮）

- ・各期の交通安全運動中の広報検問で呼びかけ
- ・チャイルドシート使用の指導、使用に関する正しい知識の普及（学校、こども園、保育所、職場）

●期間を定めて実施する運動

④高齢者、子ども及び障がい者への思いやり運転推進運動（資料 24 ㉮）

- ・社用車、公用車への「思いやり運転推進中」マグネットシート貼り付け
- ・交通安全運動期間中、高齢者戸別訪問を実施（年 1～2 回）、反射材等配布
- ・横断歩道付近での運転について注意事項呼びかけ（安全運転運行管理者協議会等の事業所）

⑤飲酒運転根絶！意識改革推進運動（資料 25 ㉮）

- ・夏、年末の交通安全運動期間中、パレードと広報検問を実施
- ・安全運転運行管理者による飲酒運転根絶のための職場環境づくり

⑥自転車の安全利用推進運動（資料 26 ㉮）

- ・交通安全運動期間中、街頭啓発の実施（北条中学校、大栄中学校、鳥取中央育英高等学校）
- ・学校、各自治会で開催される交通安全教室の講習項目として推進

●交通安全日（資料 27 ㉮～）

⑦「交通安全にみんなで参加する日」の実施

- ・交通安全指導員によるパトロール、告知放送を実施
- ・広報活動や講習会を通じ周知（関係団体）
- ・この日を利用し交通安全指導を強化（学校、こども園、保育所）

●交通死亡事故多発時の緊急対策（資料 29 ㉮～）

⑧交通死亡事故多発警報発令制度実施

- ・交通安全指導員によるパトロール、告知放送の実施
- ・のぼり旗の掲出、自治会放送の実施（自治会）



## 子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止

### 推進目的

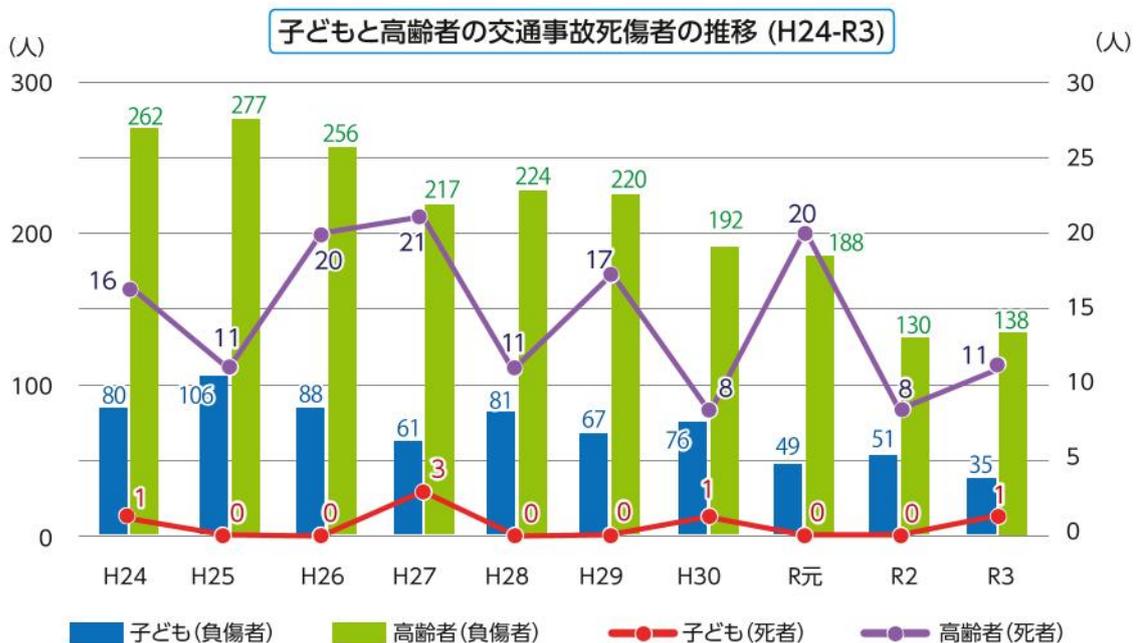
昨年の交通事故死者の総数は19人で、交通事故件数は平成17年から17年連続で減少したものの死者数は前年に比べ2人増加した。そのうち高齢者の死者数は11人と死者総数に占める割合は半数を超えた。

鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、子ども、高齢者及び障がい者を交通事故から守るため、高齢者の身体機能の変化に応じた交通安全教育の推進、通学路等子どもが日常利用する道路での指導・見守り活動の推進、また、障がい者に対するそれぞれの特性に応じた配慮と道路環境に応じた誘導や介助を推進する。

一般運転者に対しては、高齢者、子ども及び障がい者への思いやり運転の実践、全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用等、交通ルールの遵守はもとより、交通マナーの向上を呼びかけ交通事故防止を図る。

推進主体	推進事項
一般運転者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢運転者標識(高齢者マーク)の表示車に対して、幅寄せ、急な進路変更や無理な追い越しなどせず、思いやり運転を心掛ける。</li> <li>● 子どもを同乗させるときは体格に合ったチャイルドシートを正しく取付け、正しい着用を習慣付ける。</li> </ul>
高齢運転者 (一般運転者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 70歳以上の運転者は「高齢者マーク」の表示に努める。</li> <li>● 参加・体験・実践型の交通安全講習や運転適性診断を積極的に受けるなど、身体機能の変化(認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を認識し、自身の運転能力に応じた安全運転に努める。</li> <li>● 交通事故の防止及び被害軽減の効果が期待できる安全運転サポート車や後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の導入を検討する。</li> <li>● 一時停止や信号等の交通ルールを守り、標識や標示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控える。</li> </ul>
子ども 高齢者 障がい者 (運転者以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路を横断する際には横断歩道を利用し、信号機のない横断歩道では運転者に手を上げる、手の平を見せるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も左右の安全を確認する。また、飛び出しや走行中の車の直前・直後の横断はしない。</li> </ul>
県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転免許証の自主返納者への支援(高齢者等に対する公共交通機関の利用助成施策 P28~30参照)に関する情報提供や、衝突被害軽減及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS(通称:サポカーS)や後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及促進のための広報啓発活動を推進する。</li> <li>● 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進と、高齢者マークを表示している車への「ゆずり合い・思いやり運転」の推進等を周知徹底する。</li> </ul>

推進主体	推進事項
県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢運転者を対象に、安全な運転に必要な知識と技能を再認識させる、参加・体験・実践型の交通安全講習を実施する。</li> <li>● 保育園等が行う園外活動の安全を確保するため、キッズ・ゾーンにおける交通安全対策を推進する。</li> <li>● シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付方法及びハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法の周知を図る。</li> </ul>
道路管理者 (国土交通省・ 県・市町村) 警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通学路における合同点検の結果及び未就学児を中心にした子どもが日常的に集団移動する経路の緊急安全点検結果並びに高齢者及び障がい者の行動の特性等を踏まえた交通環境・安全施設の点検整備等に努める。</li> <li>● 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、「ゾーン30」等による低速度規制と「スムーズ横断歩道」を始めとする物理的デバイス等の組み合わせによる「ゾーン30プラス」などの生活道路対策の取組を推進する。</li> </ul>
家 地 庭 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども、高齢者及び障がい者が日常的に利用する道路(通学路含む)における安全対策と安全点検を実施する。</li> <li>● 通学路や街頭において子ども、高齢者及び障がい者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行う。</li> </ul>
学 校 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関・交通安全ボランティア団体等と連携して通学路の交通安全点検を実施するとともに、児童・生徒と保護者に対する交通安全教育と広報啓発を推進する。</li> <li>● 交通安全指導員やPTA等と協力して、通学路等での交通安全指導と交通ルールを身につけるための交通安全教育を推進する。</li> </ul>
職 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝礼等を利用して、従業員に対して、子ども、高齢者及び障がい者に対する思いやり運転等の啓発を呼び掛ける。</li> </ul>





## 自転車の安全利用の推進 (特に乗車中のヘルメット着用促進)

### 推進目的

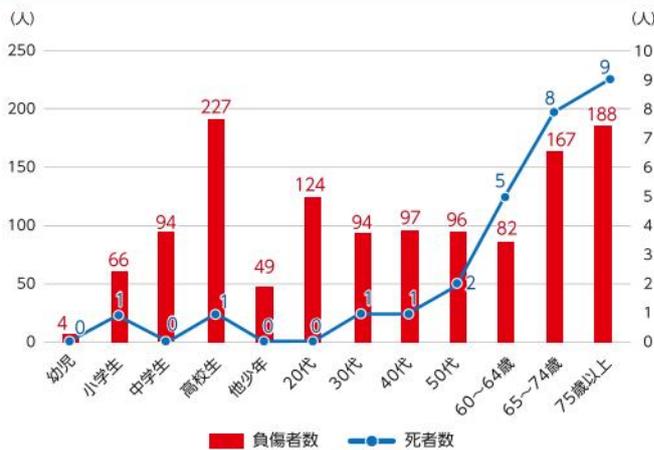
令和3年の自転車に関係する交通事故件数は84件(令和2年は102件)で前年より減少し、死者数も0人(令和2年は4人)と減少した。

自転車利用時の安全意識の向上を図るため、自転車安全利用5則の更なる周知と交通安全講習や街頭広報・指導を行なう。乗車用ヘルメット着用や自転車損害賠償保険等への加入促進を行うとともに、自転車利用者の交通ルールの遵守及び交通マナー向上の促進に努め、自転車の交通事故防止を図る。

推進主体	推進事項
自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車は車両であることを認識し、車道は左側を通行し交差点での信号遵守や一時停止等、交通ルールを遵守して安全に利用する。</li> <li>● 自転車利用時の飲酒運転・二人乗り・傘さし運転等の禁止を徹底する。</li> <li>● スマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等を装着した危険な運転をしない。</li> <li>● 交通事故による被害を軽減するため、ヘルメットを着用する。</li> <li>● 交通事故による損害を賠償するための保険、または共済(自転車損害賠償保険等)の加入に努める。</li> <li>● 自転車のブレーキやタイヤのチェックなどの定期的な点検整備に努め、TSマークの貼付された安全な自転車の利用に努める。</li> <li>● 夜間は前照灯を点灯し、明るい服装や反射材用品を身につけ安全な速度で運転する。</li> </ul>
市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自転車安全利用5則」による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育と広報啓発を推進する。</li> <li>● 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用を強く推進する。</li> <li>● 自転車損害賠償保険等への加入促進を図る。</li> <li>● 自転車利用者を対象とする街頭指導、参加・体験・実践型の自転車教室等により交通ルールの周知や自転車の正しい乗り方等の指導を推進する。</li> <li>● 自転車は車両であり、信号遵守や一時停止、車道を通行する場合の左側通行、自転車乗用中のスマートフォン等を使用した「ながら運転」及びイヤホン等を装着した運転等に対する危険性や罰則について周知し、安全な利用を促す。</li> </ul>
道路管理者 (国土交通省・ 県・市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交差点、自転車道、歩道等における交通安全点検を促進し、自転車通行環境整備の推進を図る。</li> </ul>
警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交差点やその周辺において、自転車利用者に対する安全な通行のための街頭指導を実施する。</li> <li>● 自転車利用者による飲酒運転、信号無視、無灯火運転、二人乗り運転、傘さし運転及びスマートフォン等を使用した「ながら運転」等、交通ルール違反者に対する指導取締りを徹底する。</li> </ul>

推進主体	推進事項
家地 庭域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車利用者も交通事故の「加害者」になり得ることから、自転車事故の招く責任の重大さなどを話し合い、自転車損害賠償保険等への加入を促進する。</li> <li>● 自転車利用時にはヘルメット着用し、特に子どもが自転車に乗るときや幼児用座席に乗せるときはヘルメット着用を徹底する。</li> <li>● 自転車の危険な走行や迷惑行為の防止、正しい通行方法等について話し合い、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努める。</li> <li>● 自転車の点検整備を推進し、夕暮れ時のライトの早期点灯や反射材用品の着用など安全な利用に努める。</li> </ul>
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車は車両であり、道路を通行するときは原則、車道の左側を通行するなど「自転車安全利用5則」を周知し、自転車利用時のスマートフォン等を使用した「ながら運転」の禁止やヘルメット着用等を指導する。</li> <li>● 交通安全指導員やPTA等と協力して、児童や生徒に対する登下校時の街頭指導や自転車教室等を開催し、自転車の安全利用に係る指導を推進する。</li> <li>● 児童・生徒に対して、自転車の点検整備と乗車用ヘルメットの着用指導、自転車損害賠償保険等への加入促進を図る。</li> </ul>
職 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員に対して自転車利用時のヘルメット着用と自転車損害賠償保険等への加入の促進を図るとともに、「自転車安全利用5則」を活用した交通安全教育を行うなど、自転車利用時の交通ルールについて指導し、自転車の安全利用を推進する。</li> </ul>

自転車交通事故の年齢層別死傷者数(過去10年間)



R3自転車交通事故の法令違反(死傷者)



### 自転車安全利用5則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用





## 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 (特に反射材用品の使用と前照灯の早期点灯)

### 推進目的

交通事故は、16時から20時の時間帯に多く発生しており、一日の中で事故の一番起こりやすい時間帯となっている。

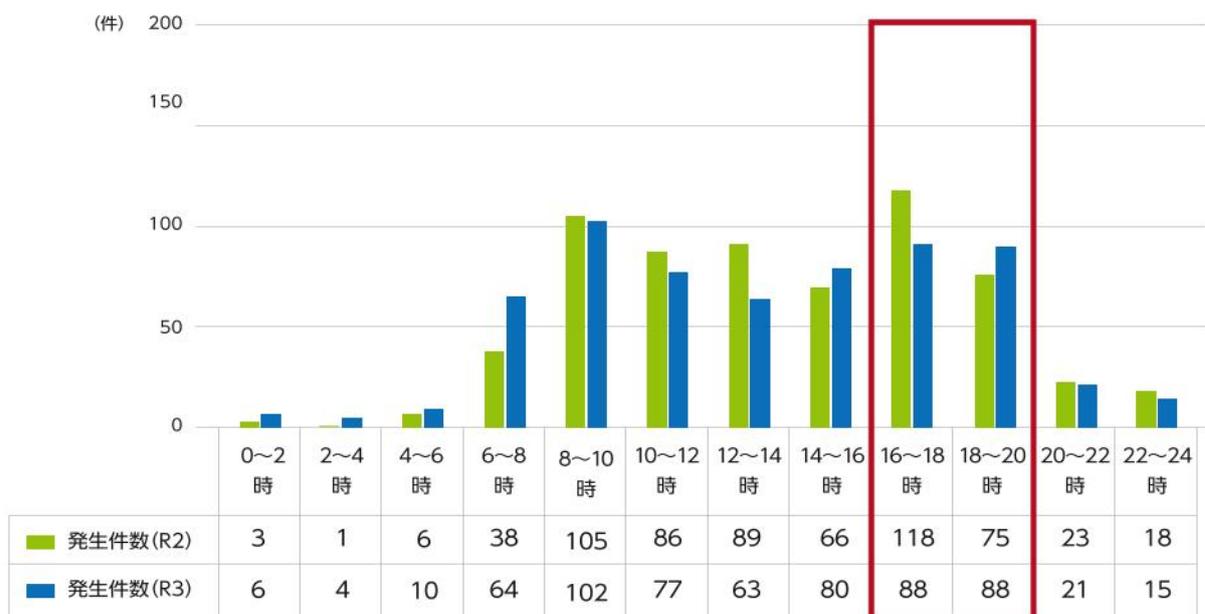
夕暮れ時から夜間における歩行者等に対しては、交通安全講習や広報媒体を活用して、反射材用品等の普及、利用促進を図る。

また、運転者に対しては、夕暮れ時の前照灯の早期点灯と夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)の適切な活用と有効性等を広報啓発し、夕暮れ時から夜間の交通事故防止を図る。

推進主体	推進事項
運 転 者 (二 輪 車 含 む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視認性が低下する夕暮れ時の交通事故を防止するため、日没30分前には前照灯を点灯する。 (各月の日没時刻→P 17夕暮れ時の早期点灯運動実施要領参照)</li> <li>● 夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)、すれ違い用前照灯(ロービーム)の切替を積極的に活用する。</li> <li>● 夕暮れ時や夜間は歩行者や自転車の視認が遅れるので、昼間より速度を落とし、周囲に気を配った安全運転に努める。</li> </ul>
歩 行 者 自 転 車 利 用 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 夕暮れから夜間は、「車からは見えにくい」ことを意識し、外出時は明るい色(白・黄色等)の服装を心掛け、反射材用品の着用とライトの携行など、自己の存在を目立たせる。</li> <li>● 自転車は前照灯を点灯し、反射器材等を取付ける。</li> </ul>
県 市 町 村 警 察 交 通 安 全 協 会 関 係 機 関 ・ 団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)、すれ違い用前照灯(ロービーム)の適切な活用について、広報啓発を徹底し周知に努める。</li> <li>● 反射材用品等の視認効果や使用方法等について理解を深める参加・体験・実践型の交通安全講習会等を開催する。</li> <li>● 街頭指導や訪問活動等を通じて、高齢歩行者・自転車利用者等に対する反射材の配布活動や交通安全指導を推進する。</li> </ul>
警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無灯火の車両に対する指導取締りを推進する。</li> <li>● 歩行者や自転車利用者に対して反射材用品等の着用や前照灯の点灯について街頭指導を実施する。</li> </ul>

推進主体		推進事項
家 地	庭 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における各種広報媒体(チラシ・回覧板等)を活用し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 前照灯の早期点灯や夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)の適切な活用</li> <li>● 夜間外出時の反射材用品等と明るい色の衣服の着用</li> <li>● 自転車の前照灯の点灯を呼び掛け、事故防止の環境づくりを推進する。</li> </ul> </li> <li>● 反射材用品等の着用による有効性・必要性について話し合い、着用の徹底と習慣化を図る。</li> </ul>
学	校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒に対して、反射材用品や明るく目立つ色の衣服などの着用効果等を理解させる交通安全教育を推進する。</li> <li>● 児童・生徒に対し、反射材用品の着用と自転車通学者に前照灯の点灯及び自転車乗車用ヘルメットの着用を指導する。</li> </ul>
職	場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員に対し、昼間より速度を落とした安全運転と、前照灯の早期点灯・夜間の走行用前照灯(ハイビーム)、すれ違い用前照灯(ロービーム)の適切な活用について指導を徹底する。</li> <li>● 夕暮れから夜間における視認性の低下や帰宅時間帯の交通事故の実態を周知し、慣れた道路での漫然運転や速度超過の危険性、スマートフォン等を使用等した「ながら運転」の禁止等、交通事故防止について指導する。</li> </ul>

時間別交通事故発生状況の比較 (令和2年と令和3年)



# 4

## 歩行者の安全の確保

### 推進目的

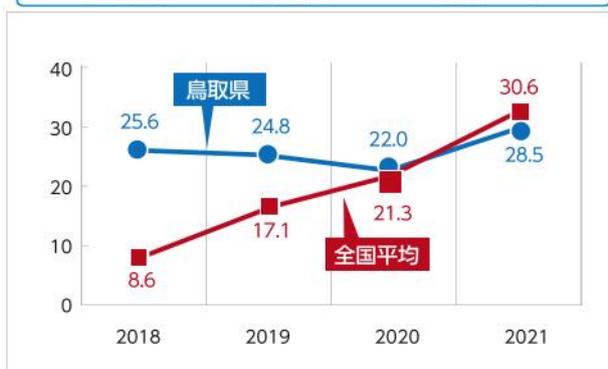
当県の信号機のない横断歩道における一時停止率は28.5%(令和3年JAF調査)で前年の22.0%から向上したが、全国平均の30.6%を下回っており、未だに7割近くが一時停止していない状況にある。

車両の運転者及び歩行者が横断歩道及び横断歩道付近において、遵守すべき交通ルール・マナーの理解と実践を促進する啓発活動等を推進して、相互の交通安全意識の高揚により交通事故の抑止を図る。

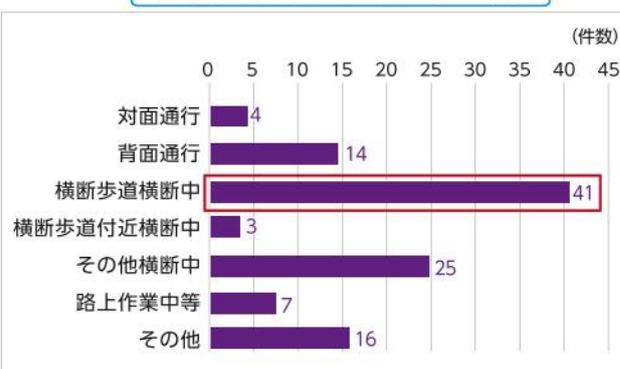
推進主体	推進事項
運 転 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 横断歩道の手前では停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者がいる場合は、停止して歩行者を横断させる。</li> <li>● 横断歩道手前で停止した際は、歩行者に対して手を指し示すなど、横断を優先する合図を行う。</li> </ul>
歩 行 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路を横断する際は横断歩道を利用し、信号機のない横断歩道では運転者に手を挙げる、手の平を見せるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始める。</li> <li>● 飛び出しや走行中の車の直前・直後の横断はしないことに加え、横断中も左右の安全を確認する。</li> </ul>
県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行者に対する「思いやり」の気持ちを持って通行する交通マナーを呼びかける。</li> <li>● 横断歩道等で歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務の周知に努める。</li> <li>● ひし型の道路標示の意味の周知及び同道路標示の場所では横断歩道直前で停止可能な速度への減速を啓発する。</li> </ul>
警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗その他の理由により、その効用が損なわれないよう適正な維持管理に努める。</li> <li>● 横断歩行者等妨害等の違反や歩行者の信号無視等の違法行為について、横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを推進する。</li> </ul>
幼稚園・保育園 学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、信号に従う等の基本的な交通ルールを周知するとともに、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気をつけること等を促す安全教育を推進する。</li> </ul>

推進主体	推進事項
職場	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員等に対し、交通安全研修会等の機会をとらえ、横断歩道等で歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度で進行する義務があること、横断歩道等においては歩行者等を優先すること等の周知に努める。</li> </ul>

信号機のない横断歩道での一時停止率



歩行者事故の事故類型(R3年)



# 横断歩道は 歩行者優先!

## 歩行者優先義務

横断中または横断しようとする歩行者等\*がいるときは、横断歩道等\*の前で**一時停止**し、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。

\*歩行者等 歩行者または自転車  
\*横断歩道等 横断歩道または自転車横断帯

### これに違反すると……

#### 横断歩行者等妨害等違反

反則金	大型	12,000円
	普通	9,000円
	二輪	7,000円
	原付	6,000円

\*違反点 2点

この先に**横断歩道**(または自転車横断帯)があることを知らせる道路標識です。

## 停止できる速度で 走行する義務

歩行者等がないことが明らかな場合を除いて**減速**するなど直前で停止できる速度で走行する義務があります。(上記と同じ罰則あり)





## 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

### 推進目的

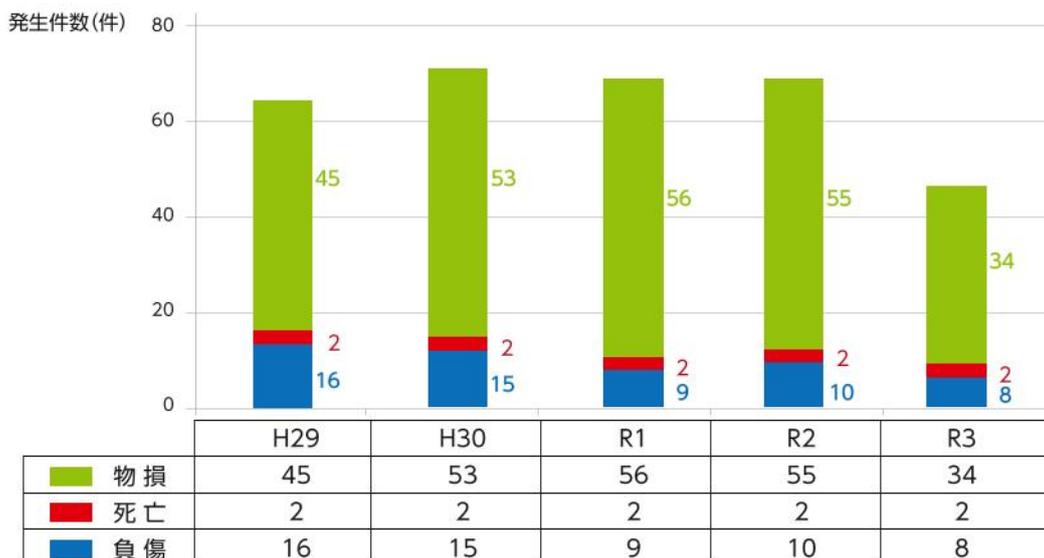
令和3年の飲酒を伴う交通事故総数は前年から減少するも、人身事故が10件(前年比△2件)、また物損事故が34件(前年比△21件)発生している。

飲酒運転は、悲惨な交通事故を引き起こす要因となりうる危険で悪質な行為にもかかわらず、いまだに根絶には至っていないことから、飲酒運転をはじめとする妨害運転や「ながら運転」などを根絶するため、職場・地域・家庭等において飲酒運転等の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転等をなくす環境づくりの取組等を推進するとともに、地域や酒類提供者等と連携したハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転等の根絶を図る。

推進主体	推進事項
運 転 者 (自転車利用者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲酒運転や妨害運転などの危険性・悪質性を認識し、危険な運転は絶対にしない意識を徹底する。</li> <li>● 飲酒を伴う会合等への交通手段は車を使用せず、公共交通機関を利用する。やむを得ず車を使用する場合には、自動車運転代行サービスの利用やハンドルキーパー運動を実践する。</li> <li>● 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮し、二日酔い等による飲酒運転を防止する。</li> <li>● 自転車利用者も飲酒運転や妨害運転は絶対にしない。</li> <li>● 妨害運転の原因となる他車の前方への割り込み、頻繁な進路変更などの危険な行為をしない。</li> <li>● 妨害運転や交通事故防止の効果が期待できるドライブレコーダーの導入を検討する。</li> </ul>
周 辺 者 (同乗者) (車両提供者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 複数で自動車により飲食店に行き飲酒する場合は、「ハンドルキーパー運動」を実践する。</li> <li>● 飲酒をした後に運転をするおそれがある者には、車両を提供しない、また、飲酒運転の車に同乗しない。</li> <li>● 飲酒をした後に運転をするおそれがある者には、飲酒を勧めない。</li> </ul>
県 市 町 村 警 察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種広報媒体等を活用し、飲酒運転事故の悲惨さなどを広報啓発し、飲酒運転の根絶に向けた地域・職場・家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進する。</li> <li>● 関係機関・団体は、地域や飲食店等と協力して街頭活動や飲食店訪問活動等を実施し、飲酒運転根絶に向けた気運を高める。</li> <li>● 視聴覚教材(DVD)や飲酒擬似体験ゴーグル等を活用した、飲酒運転根絶に向けた教育の推進を図る。</li> <li>● 飲食店や酒類販売店等と連携したハンドルキーパー運動の普及促進や広報啓発活動を推進する。</li> <li>● 飲酒運転の危険性・悪質性・飲酒運転事故の悲惨さなどについて広報啓発するほか、飲酒運転を根絶するための運転者教育を促進する。</li> <li>● 妨害運転や運転中のスマートフォン等を使用しながらの「ながら運転」の危険性や悪質性の周知と罰則について広報啓発を推進する。</li> <li>● 妨害運転をしない・させないために「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性について広報啓発を推進する。</li> </ul>

推進主体		推進事項
家地	庭域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭や地域で飲酒運転の危険性・違法性・飲酒事故を起こしたときの責任の重大性等について話し合い、飲酒運転根絶に向けた環境づくりに努める。</li> <li>● 町内会、地域の行事や各種広報媒体（掲示板や回覧板、有線放送等）を活用し、飲酒運転の危険性や飲酒運転事故の悲惨さなどを啓発し、飲酒運転根絶に向けた気運を高める。</li> <li>● 飲酒を伴う会合等には車で行かないようお互いに声を掛け合い、飲酒運転をしない・させない環境づくりに努める。</li> <li>● 地域や交通ボランティア等と連携し、街頭活動や飲食店訪問活動等を通じて、運転者への酒類提供の禁止や、ハンドルキーパー運動への参加を呼び掛ける。</li> </ul>
	場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝礼、会議等を利用して、飲酒運転の危険性や悪質性を周知し、飲酒運転防止のための指導を徹底する。</li> <li>● 職場内に飲酒運転の標語やポスターの掲示、また飲酒を伴う会合等ではハンドルキーパー運動を推進するなど職場ぐるみで飲酒運転根絶気運を高める。</li> <li>● 一定台数以上の自動車使用者は安全運転管理者を確実に選任するとともに、安全運転管理者は、法令に基づき以下の取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転前後の運転者の状態を目視等で確認し、運転者の酒気帯びの有無を確認する。</li> <li>● 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存する</li> <li>● アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認を行う</li> <li>● アルコール検知器を常時有効に保持する。</li> </ul> </li> </ul>
酒類提供者		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 酒類を提供する飲食店は、運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動への参加を呼び掛ける。</li> <li>● 店内に飲酒運転根絶に関するチラシやポスターなどを掲出し、客に対する注意喚起に努める。</li> </ul>

飲酒交通事故発生状況(H29～R3まで)



## 【 推進機関 】

鳥 取 県 ・ 市 町 村  
 鳥 取 県 警 察 本 部  
 鳥 取 県 交 通 安 全 協 会  
 鳥 取 県 教 育 委 員 会  
 市 町 村 教 育 委 員 会  
 鳥 取 県 高 等 学 校 長 協 会  
 鳥 取 県 中 学 校 長 会  
 鳥 取 県 小 学 校 長 会  
 鳥 取 県 私 立 学 校 協 会  
 鳥 取 県 P T A 協 議 会  
 鳥 取 県 高 等 学 校 P T A 連 合 会  
 鳥 取 県 市 長 会 ・ 鳥 取 県 町 村 会  
 鳥 取 県 連 合 青 年 団  
 鳥 取 県 連 合 婦 人 会  
 鳥 取 県 森 林 組 合 連 合 会  
 鳥 取 県 老 人 ク ラ ブ 連 合 会  
 鳥 取 県 生 活 衛 生 営 業 指 導 セ ン タ ー  
 鳥 取 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会  
 鳥 取 県 漁 業 協 同 組 合  
 日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 鳥 取 県 連 合 会  
 鳥 取 県 建 設 業 協 会  
 自 動 車 安 全 運 転 セ ン タ ー 鳥 取 県 事 務 所  
 自 動 車 事 故 対 策 機 構 鳥 取 支 所  
 鳥 取 県 経 営 者 協 会  
 鳥 取 県 レ ン タ カ ー 協 会  
 全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 鳥 取 県 本 部  
 鳥 取 県 石 油 商 業 組 合  
 鳥 取 県 自 動 車 整 備 商 工 組 合  
 鳥 取 県 軽 自 動 車 協 会

鳥 取 県 地 域 交 通 安 全 活 動 推 進 委 員 連 絡 協 議 会  
 鳥 取 県 指 定 自 動 車 学 校 協 会  
 鳥 取 県 安 全 運 転 運 行 管 理 者 協 議 会 連 合 会  
 鳥 取 県 商 工 会 連 合 会  
 鳥 取 県 医 師 会  
 日 本 赤 十 字 社 鳥 取 県 支 部  
 鳥 取 県 病 院 協 会  
 国 土 交 通 省 鳥 取 河 川 国 道 事 務 所  
 国 土 交 通 省 倉 吉 河 川 国 道 事 務 所  
 鳥 取 県 労 働 局  
 中 国 運 輸 局 鳥 取 運 輸 支 局  
 西 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 米 子 支 社  
 鳥 取 県 ト ラ ッ ク 協 会  
 鳥 取 県 バ ス 協 会  
 鳥 取 県 自 動 車 整 備 振 興 会  
 鳥 取 県 ハ イ ヤ ー タ ク シ ー 協 会  
 鳥 取 県 自 転 車 軽 自 動 車 商 協 同 組 合  
 軽 自 動 車 検 査 協 会 鳥 取 事 務 所  
 鳥 取 県 二 輪 車 普 及 安 全 協 会  
 鳥 取 県 自 動 車 販 売 店 協 会  
 日 本 損 害 保 険 協 会 鳥 取 損 保 会  
 鳥 取 県 生 命 保 険 協 会  
 日 本 自 動 車 連 盟 鳥 取 支 部  
 鳥 取 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会  
 若 桜 鉄 道 株 式 会 社  
 鳥 取 県 自 動 車 販 売 整 備 交 通 安 全 協 議 会  
 鳥 取 県 高 速 道 路 交 通 安 全 協 議 会  
 鳥 取 県 銀 行 協 会

## 【 協賛団体 】

朝 日 新 聞 鳥 取 総 局  
 日 本 海 テ レ ビ  
 エ フ エ ム 山 陰  
 株 式 会 社 F M 鳥 取  
 山 陰 中 央 新 報 社  
 T S K さ ん い ん 中 央 テ レ ビ  
 B S S 山 陰 放 送  
 産 経 新 聞 社  
 中 国 新 聞 鳥 取 支 局  
 日 本 経 済 新 聞 社 鳥 取 支 局

新 日 本 海 新 聞 社  
 毎 日 新 聞 鳥 取 支 局  
 読 売 新 聞 鳥 取 支 局  
 い な ば ぴ ょ ん ぴ ょ ん ネ ッ ト  
 株 式 会 社 中 海 テ レ ビ 放 送  
 鳥 取 中 央 有 線 放 送 株 式 会 社  
 日 本 海 ケ ー ブ ル ネ ッ ト ワ ー ク  
 鳥 取 県 ケ ー ブ ル テ レ ビ 協 議 会  
 テ レ ビ 朝 日 鳥 取 支 局  
 D A R A Z F M

(順不同)

## 推進機関・団体が行う推進事項

推進機関・団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.年間、各期の交通安全運動、「交通安全にみんなで参加する日」等における活動の推進</li> <li>2.職員等に対する交通安全運動の周知</li> <li>3.職員等に対する交通安全教育の推進</li> <li>4.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.各期の交通安全運動等の実施</li> <li>2.交通死亡事故多発警報の発令及び同警報発令に伴う緊急対策の推進</li> <li>3.高齢者交通安全対策事業（交通安全講習）の推進</li> <li>4.交通安全県民大会の開催</li> <li>5.市町村、各推進機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請</li> <li>6.交通事故発生状況等交通安全情報の提供</li> <li>7.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.住民に対する交通安全運動の浸透と運動参加の呼びかけ</li> <li>2.各推進機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請・指導</li> <li>3.「交通安全教育指針」を活用した交通安全教育の推進</li> <li>4.交通安全施設、通学路などの点検・整備</li> <li>5.交通指導員による街頭指導の強化</li> <li>6.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
警 察	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.高齢者の交通事故防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行中・自転車乗用中の高齢者の事故防止対策</li> <li>● 高齢運転者による事故の防止対策</li> <li>● 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施</li> </ul> </li> <li>2.歩行者・自転車に対する交通ルールの浸透のための取組の推進</li> <li>3.交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進</li> <li>4.飲酒運転等の根絶に向けた対策の推進</li> <li>5.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
交通安全協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.地域に密着した交通安全啓発活動の推進</li> <li>2.「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育の推進</li> <li>3.ハンドルキーパー運動の推進</li> <li>4.交通安全子ども・高齢者自転車大会の開催</li> <li>5.反射材用品の普及と着用の促進</li> <li>6.チャイルドシートのレンタル活動の推進</li> <li>7.その他交通安全教育の推進に関する事項</li> </ol>
道路管理者 国土交通省 市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.生活道路における交通安全対策の推進</li> <li>2.通学路の歩道整備等の推進</li> <li>3.高速道路等の早期整備と活用促進</li> <li>4.事故ゼロプラン「事故危険区間重点解消作戦」の推進</li> <li>5.道路情報の提供</li> <li>6.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
教育委員会 学校 教育関係団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.交通安全指針に基づく幼児、児童、生徒等に対する交通安全教育の推進</li> <li>2.登下校時の街頭指導と通学路の点検</li> <li>3.自転車の点検整備、正しい乗り方等の指導の徹底、各種保険制度の普及啓発</li> <li>4.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
運輸支局 安全運転運行 管理者協議会 県トラック協会 県バス協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.事業用自動車総合安全プランの推進</li> <li>2.ICT・新技術を活用した安全対策の推進</li> <li>3.自動車の検査及び点検整備の充実</li> <li>4.運行管理の徹底による過積載及び過労運転運行の防止</li> <li>5.運転前後のアルコールチェックによる酒気帯びの有無確認の推進</li> <li>6.横断歩道における歩行者の安全確保の徹底の推進</li> <li>7.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
指定自動車 学校協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.教習生及び各種講習の受講生等に対する交通安全教育の推進</li> <li>2.横断歩道における歩行者の優先義務指導</li> <li>3.子どもと高齢者に関連した交通安全教育の推進</li> <li>4.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>
交通安全母の会 保護者の会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.通学路における街頭指導</li> <li>2.子どもと高齢者の交通事故防止の推進</li> <li>3.その他交通安全活動の推進に関する事項</li> </ol>